昭和五二年一二月一〇日第三種郵便物認可
発行所＝社会通信社　発行人＝滝野　忠
東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室　電話（03）261―7079
振替＝東京0―58431　労金＝東京労金本店No50234
購読料＝月額400円　6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■
大衆運動を起こす……2
日教組臨時大会の結果が示すもの……3
路線問題前面に、右転落ねらう田中派
——日教組問題とこの間の過程——……8
資料1　臨大の意義、性格と大会運営の考え方……12
資料2　国労・日教組問題への全電通委員長の見解……14
『資本論』を学ぶ②　人間労働と商品価値の実態……15
「ヤルしかない！」⑦「君は国労だったのか…」？……18

旬刊 社会通信

NO. 331
一九八七年四月二一日

一九八七年四月二一日発行
（毎月一日・一一日・二一日三回発行）

■巻頭言■

大衆運動を起こす

中曽根はかつて、「私は世論という風に乗ったグライダー」と、内閣支持率の異常な高さを誇ってみせた。この「グライダー」も今や墜落寸前だ。このところ内閣支持率は大暴落の一途をたどっているからだ。

たとえばこうである。「朝日」、支持率二四・〇％（前回比一五％下落）、不支持率五六・〇％。「毎日」、支持率二三・〇％（同九％）、不支持率五四・〇％。「読売」、支持率二六・一％（同六・五％）、不支持率六〇・四％。「ＮＨＫ」、支持率四二・三％（同二〇・一％）、不支持率五一・七％。「共同」、支持率二六・九％（同二八％）、不支持率六六・二％。「時事」、支持率二五・九％（同四・四％）、不支持率五二・二％。ＮＨＫの支持率が比較的高いのは、厳密には「内閣支持率」ではなく、「内閣評価率」を問うているからだ。この内閣支持率が岩手での参院補選でそのまま投票行動にあらわれたことは興味深い。このことは、来る統一地方選挙で大きな変化が起こるだろうことを告知するものだからだ。

日本をめぐる情勢はこれから政治の季節に入る。「売上税」「防衛費一％枠突破」「国家秘密法」は、中曽根が主張する——というより政府自民党、独占資本の総意といった方が正しい——「戦後政治の総決算」「国際国家日本の建設」のなかで、〝三位一体〟の性格をもつ。これらは憲法体制に直結する。

経済問題も今や政治問題に転化した。円高、失業、地方の荒廃、そして土地問題。「行革」は、これらの矛盾をさらに激化させずにはおかない。こうして、情勢は「反独占・反自民の統一戦線の条件」をつくる。だが、主体的条件はわれわれにとって、かならずしも好ましいものではない。全民労協の連合体移行を総評指導部が強力に援助している。左派の排除も強まる傾向にある。政治戦線とて同様だ。全民労連結成を口実に、社会党の右傾化策動は頂天に達しようとしている。

問題はこうした情勢下、われわれがどうたたかうかだ。二月におこなわれた総評臨時大会で一つの質疑が興味をそそった。真柄事務局長が「売上税をストライキで」と提起したのに、私鉄総連の書記長が「それもけっこう。だが本当に職場に火をつけていいのか」と問うたことだ。ここに、こんにちの階級闘争の焦点がある。多くの幹部が組合員大衆をおそれていることだ。同盟、ＪＣの幹部は組合員をほとんど信用していないといっていいだろう。組合員大衆が立ち上がれば、彼らは幹部の座から追い落とされる。だから、彼らには大衆運動を絶対に起こさせない。そうした傾向が総評運動にも顕著になった。そうであればあるほど、われわれは大衆運動の前進に全力をあげなければならない。だが、多くの幹部はこれをつぶしにかかる。ここにわれわれの最大の悩みがある。

この悩みをどう突破するか。解決への糸口を与えてくれたのが国鉄闘争だ。五千万署名は幹部の思惑をはるかに超えた。五千万署名が地域共闘運動に勇気を与えた。職場闘争発展への新たなステップとなった。そして、巨大な大衆運動となった。

すでに述べたように、政府自民党、独占の矛盾は深くなる。敵の弱点をとらえ、われわれが大衆運動の先頭に立つこと、これが危機にある日本の労働者運動を再生する力となるであろう。

（T）

日教組臨時大会の結果が示すもの

一、前段の経過

三月十三日、日教組は第六十三回臨時大会を開催した。わずか一日で三十七本の議題を処理した。会場は田中委員長擁護派の拠点・兵庫県神戸市である。大会冒頭、「日教組第六十三回臨時大会の性格・運営についての承認」（資料1参照）を反主流の反対をおしきって、可決するという異例な幕明けとなった。

人事問題と田中委員長の「西岡武夫を叱る会」出席問題に端を発し、田中氏の居直りと組合民主主義破壊によって、組織的混乱・日教組の機能停止状況が九ケ月以上にわたってつづいてきたが、「臨時」であれ、大会を開催しなければならない背景はいくつかあった。

①第一に、これ以上組織機能を喪失したまま推移すれば日教組は自壊を早めるという危機意識である。ただし、この危機意識は全体のものではない。田中委員長擁護派は「委員長の責任」で大会を延期したまま、日教組における組合民主主義の回復を求める組合員大衆の声に耳を傾けることはまったくなかった。「左派」は各県で組合員に情報を最大限伝え、署名、決議や直接日教組に出かけて田中委員長に要請行動をおこなうなど大衆行動を組織していただけに、事態の打開をはからなければならないという意識は強かった。

②日教組からの納入金の滞りと会議・諸行動への不参加がつづく中で、総評をはじめ公務員共闘、地公労などの共闘組織の運動にも支障を生じさせていた。「左派」は、当面の運動課題に応えるためにも定期大会を早急に開いて組織機能を回復すべきだと主張してきたが、「右派」は大会を開かないまま「緊急執行」で財政支出を求めるなどの組織原則無視の態度をとりつづけてきた。

③機関会議が開かれないので各県から日教組への納入もおこなわれず、書記局機能も財政面から極限状況にあった。このまま推移すれば四月から書記局を閉鎖せざるを得なかったかも知れない。

④組織機能の回復ができなければ、当面する統一地方選挙も八七春闘も闘えない。さらに現場で高まる日教組への不信感は、青年層の組合加入の停滞となって顕在化しはじめていた。

このような日教組の危機的状況を何としても打開しなければならない。そのために、当面譲歩をしても、組織機能の回復を優先させる決断を「左派」はした。何回も論議された「実力突破（「右派」欠席）」による大会開催の強行は結局見送られた。

「右派」は、徹頭徹尾、田中委員長の居直り、組織原則無視の中で、「右派」の利権擁護（田中体制の延命）と日教組運動の変質・右傾向を目的になりふり構わぬ策動をつづけてきた。彼らのやり口は、良心的組合員や「左派」ブロックの危機感を逆手にとって、つぎつぎと無理難題をつきつけて譲歩を迫るというヤクザまがいの汚い手法である。「統一と団結」「社会党員協の団結回復」をいちぢくの葉にしながら「左派」に屈服を迫ったのである。「左派」は憤懣やる方なかった。爆発寸前であった。しかし統一地方選への影響や組合員世論を考慮し、組織機能の回復を優先させるために、当面①臨時大会を開く、②

田中委員長への問責・辞任要求決議案等は出さない、③人事もタナ上げし六月定期大会で扱うことなどを主要な内容とする合意をはかることにした。

ところが「右派」は、この合意にもとづいて臨時大会の具体的日程・内容のつめに入りつつあった二月十六日になって突然、「労働戦線統一問題での一致」を新たな条件として持ち出したのである。組合民主主義破壊をつづける「右派」の暴挙に憤りを禁じ得ない各県は抗議しながらも結局、この問題の調整を内部（執行部内主流左派）に一任した。

「右派」の要求は、日教組方針から「反独占・反自民」を削除し、総評の「全的統一」方針の支持をうたうことであった。ここに至って「右派」のホンネが露呈した。「西岡問題」に端を発した組織的混乱の本質があらわになったのである。

臨時大会での結果は後に述べるように「玉虫色」ではなく、木に竹を継いだような矛盾した方針で、日教組方針の右傾化・労戦の右翼再編への加担・追随の危機を深めるものとなった。「左派」の「組織機能回復の優先」という譲歩と「党員協の合意」をテコにした修正案自粛という困難な状況の中で、「左派」は一定の歯止めをかけるべく努力した。その内容は後述のとおりである。

「左派」は忍耐に忍耐を重ねてきた。それは、田中委員長が言うような「国労のようにならない」ためではない。このような発言は、国労の仲間に失礼千万である。我々の立場は、日教組運動の変質を許さないために、六十万組合員の「たたかう統一と団結」を守り抜くために、「国労の仲間のように」たたかいつづけることである。

政府・自民党・文部省、そして社会党・総評の一部右派幹部の後ろ楯を得て、「右派」の暴挙がこれ以上つづくならば、それは受忍の限界と言うべきである。我々は、職場の圧倒的多数の組合員がこの「限界」の突破を理解し、支持すると確信している。

以下に臨時大会での結果と問題点を示し、六月定期大会で「全民労協路線反対」の旗をあらためて高くかかげるために仲間たちとの結束をいっそう強化したい。

二、労働戦線の「統一」問題を中心に

まず、日教組の従来の方針と今回の臨時大会で決定された「当面の闘争方針」を比較してみよう。

従来の方針――昨年九月大会開催予定で全組合員に配布されたもの　「労働戦線の統一にあたっては、日教組三重大会方針の反独占・反自民、選別排除、国際路線の固定化反対の原則を堅持し、すべての労働者、労働組合を結集する全的統一の実現をめざします。

したがって、『五項目補強見解』、全民労協の連合体移行に伴う『三つの問題点』や行政改革、教育改革、国鉄民営・分割、原発問題などの重要運動課題についての政策の一致、ナショナルセンターの併存、財政問題をあいまい、なし崩しにした全民労協の連合体移行にあくまで反対します。

また、官公労の統一にあたっては、総評系官公労全体の参加を前提として、全的統一にむけて積極的役割を果たします。

そのため、労働戦線統一について全組合員討議を積極的にすすめます」。

臨時大会の「当面の闘争方針」　「労働戦線の統一にあたっては、日教組第六十一回定期大会方針の反独占、反自民、選別排除、国際路線の固定化反対の原則を堅持し、すべての労働者、労働組合を結集する全的統一の実現をめざします。

この間、全民労協が連合体移行を決定した事実をふまえつつも、総評に対し『五項目補強見解』の実現と連合体移行にともなう『三つの問題点』の早期解決を強く求め、ひきつづきその実現をはかります。

また、労働戦線の全的統一にあたっては、総評が提唱している全的統一の方針を支持し、官民分断を許さず全的統一の実現を追求します。

そのため、公務員共闘、公労協によって設置されている官公労対策委員会での協議を通じて総評の体制確立をはかり、全的統一にむけて積極的役割を果たします。」

「木に竹を継いだ」新方針　従来の方針を前段に位置づけながら、全民労協が連合体移行を決定した「事実をふまえ」、総評の「全的統一」方針を支持することをうたったのが「当面の闘争方針」である。「木に竹を継いだ」とはこのことであり、竹の部分だけ後退した。後退の内容は重大な問題をもっている。

「五項目補強見解」、「三つの問題点」も実現する見通しが全くないことは誰の目にも明らかになっている。今年七月に予定されている総評大会で、これらの点が実現していない以上、全民労協の連合体移行に断固として反対することにならざるを得ない。また、全民労連の会費を総評が一部肩代わりすることにも反対しなければならない。全民労連が地域組織づくりに乗り出すことも阻止すべきである。「五項目補強見解」と「三つの問題点」の実現を前提とするかぎり、そうならざるを得ない。「当面の闘争方針」はこのことをあいまいにしたまま総評の「全的統一」方針にすりよったのであり、また、総評方針にすりよることによって、結果として、全民労協の容認へと一歩近づくものとなった。これが「組織機能の回復」を優先させた「左派」の右派に対する当面の妥協の結果である。

また、「当面の闘争方針」は「すべての労働者、労働組合を結集する全的統一」と「総評が提唱している全的統一の方針」とを同義の関係で提起しているが、これはごまかしである。「全的統一」ということばは「広辞苑」からもってきたような抽象的な言葉ではない。具体的な現実と動向を反映している。総評が言う「全的統一」とは、総評の基本方針を示す文書「目標とプロセス」によって裏付けられる。それは、全民労協の連合体移行を承認し、それへの官公労の追随と再編であり、事実上、全民労協路線にもとづく右翼再編の容認である。この点で、総評文書「目標とプロセス」は全民労協文書「針路と役割」と相関関係にある。

執行部の見解　我々のこのような批判に対して執行部は口頭で後掲の「見解」を示し「従来の方針を堅持する」とのべ、田中委員長は「表現の仕方は変化している」と答弁した。しかし、「表現の仕方」はつねに内容を反映しているのであって、内容と無関係な表現はない。この点も「木に竹」の関係である。

執行部の口頭見解は以下の通りである。

一、労働戦線の統一にあたっては、従来の方針を堅持している。

二、全民労協が連合体移行を決定した事実は客観的事実である。

三、その事実をふまえつつも日教組は「五項目補強見解」「三つの問題点」の実現を総評に求める。総評の対応を慎重に見守り対処する。

四、総評の方針とは全的統一の方針である。昨年七月総評大会に提出した意見書による問題点はひきつづき解明を求める。

「総評方針支持」を突破口にして全民労協路線にひきずりこもうとする右派のねらいに

は一定の歯止めはかけ、「問題点はひきつづき解明」しても、総評の「全的統一」方針の破綻はおおうべくもない。問題点をあいまいにしたまま右翼再編に追随するのか、問題点をきっぱりと指摘して、毅然たる態度で総評大会に臨み、全民労協路線反対の旗を高くかかげることができるか。日教組の六月定期大会が正念場である。このことを念頭におき、臨時大会は次の千葉高教組修正案を代議員四八三名中二五五名の賛成で可決した。

千葉高教組の修正案　「そして、組合民主主義、大衆路線を尊重し、日教組規約に定める定期大会を六月を目途に開き、成功させます。」

この千葉高修正案も「六月を目途」にしている点であいまいな余地を残している。

このほか「定期大会を五月中に開催。遅れた場合でも六月中には必ず開催」（東京高）という修正案は否決されたが、これは五月開催は物理的にも条件はないことからであって、代議員の気持ちは共通のものであった。さらにはっきりしていたのは、「六月開催」の特別決議が用意されていたことである。これには提案県・賛同県が主流左派だけで十六県教組、十四高教組が結集していた。この特別決議を採決に付せば三〇〇名をゆうに上廻ったことは確実である。六月大会を確実なものにするためにはこうした結集力を保持するとともにひきつづき大衆的な運動を盛り上げることが重要である。そのためにも、事実を正確に伝えて大衆行動を強化しなければならない。

暫定予算を七月まで編成したことにも反対は強かった。五〇対五二で（予算小委員会）で成立したものの、六月大会を開催させる力はここでもはっきりしている。

三、国鉄闘争について

田中委員長は国労の事態を「分裂」として指摘し、「分裂は最悪の事態だ」とのべ、日教組が「あらたな統一と団結への出発」にむかうことを強調した。こんにちの国労の事態を一面的に「分裂」として強調することは、たたかう国労の仲間に対して失礼千万である。問題は、当局の恫喝と労使共同宣言路線に屈服して、「鉄産労」などを組織して御用組合の流れに追随したところにあるのであって、戦後労働運動の中軸をになってきた国労の旗はたたかう仲間たちによって守られている。教育臨調の攻撃も基本的には国労に対して加えられた攻撃と同質のものである。日本の労働運動総体のあり方とかかわって彼我の攻防の焦点である国鉄問題について、日教組の「当面の闘争方針」は何らふれていなかった。

このため補強修正案が出され、執行部は一部訂正して受け入れたが、受け入れた結果は以下の通りである。

「国鉄が分割・民営化されるあらたな事態のもとで、全員の雇用の実現を要求し、差別・選別に反対します。また、自民党・国鉄当局による組織破壊とたたかう国鉄労働者を激励し、これと連帯してたたかいます。」　（ここまで千葉高教組修正案による）

「また、ローカル線の廃止に反対し、住民本位のダイヤ改善を求める運動を支持し、共同の地域運動をすすめます。」　（以上、青森県・高、福島高の修正案による）

「国鉄労働組合」を「国鉄労働者」と訂正しての受け入れとなったため不鮮明な表現となったが、「組織破壊とたたかう国鉄労働者」が誰であるかは明白である。

四、その他

労働問題を中心に述べてきたので、紙幅がないが、その他の問題点は①臨教審路線の具体化の中で文部省が宿願としてきた「初任者長期研修制度」について、田中委員長は「初任者研修は必要であり、定数内配置でおこなうべき」と答弁した。臨教審・文部省が企図する初任者研修のねらいについての理解を全く欠いているか、意識的に容認しようとする発言である。②日教組が長期にわたって機能停止状態にあったのだから組合費を減額せよという当然の要求に対しては、一般会計一ケ月分相当（見込み）を地域闘争費として各県におろすことになったが不充分である。③この間の日教組の組織混乱の元凶である田中委員長の責任問題は事実上タナ上げとされた。この点での追及の権利を我々は次期大会まで保留する。人事案件とともに譲歩するつもりは全くない。

五、日教組運動の変質と労働戦線の右翼再編を阻止しよう

田中委員長は開会冒頭の挨拶で「あらたな統一と団結への出発」を訴え、答弁では、「責任を感じているからこそ正常化のために頑張ってきた。やめないで頑張るほうが大変だ」と居直り、これに呼応する形で兵庫の代議員は「情勢の変化に対する新たな対応」「脱皮」を強調しながら「日教組が労働界で孤立する左派結集論に反対する」とのべた。大会宣言は「私たちは、日教組大会が延期されたことにたいして……国民の皆さんに対して心からおわび申しあげます」という文面で強行し、田中委員長の責任を免罪した。

こうした手口で日教組の右傾化をはかろうとする試みを全力をあげて粉砕しなければならない。

田中委員長擁護勢力はすでに「総評・社会党を支持する各県連絡会」なるものを発足させ、別派行動を強めているが、これを外から支援している全電通・山岸委員長は『社会労働評論』八七年一月号で日教組問題を論じ、「路線上の対立」として①労働組合主義か階級的労働組合主義か　②国際自由労連か世界労連か　③全民労協か反全民労協か　④ニュー社会党支持・社公民路線か社共中軸路線か　⑤「柔軟」路線か「粉砕」路線か——と五点の指標を示し、国鉄問題と日教組問題を対比しつつ論じて「国労、日教組が再び団結を取り戻すこと」を呼びかけている（資料２参照）。

きびしい情勢のもとで労働者の「団結」こそが肝要であることは誰も異論はない。しかし、いま私たちに問われているのは、私たちが如何なる内容をもって統一し、団結するかということであって、山岸氏が示すような五つの指標（私たちはこんなに単純な図式化はしていないが）にもとづいて「労資共同宣言」路線への「団結」を求めるならば、職場と地域でたたかいつづけている仲間たちとともに断固としてこれを拒否する。

人事問題としての日教組問題に妥協が成立しても、この間の論争の中で露呈した路線問題は決着がつけられたわけではない。私たちはこれまで組織してきた職場の討論をいっそう強化し、日教組運動の変質を阻止し、労働路線の右翼的再編に抗して、たたかう労働者の結集をめざして奮闘したいと思う。

右派は「共協連合」のキャンペーンにやっきである。路線のちがいを無視した「連合」はしていないし、今後もないであろう。しかし、必要なときに、必要な課題で共同の行動を呼びかけることは今後もある。情勢の要請するところであり、この必要性はいっそう増大する。

（横堀　正一）

路線問題前面に、右転落ねらう田中派

――日教組問題とこの間の経過――

一　初任者研修制度を導入し、日教組の組織破壊をねらった臨教審第二次答申の具体化は着々と進行しつつある。

八七年度予算に、三〇億円を「試行」のために計上した文部省は、各県に「試行」の「希望」を求めたが、「試行」実施の計画をもつ県・市の数は以下のようになっている（三六都道府県市）。

初任者研修試行予定の都府県市と試行対象教員数

岩手	73	（小・中・高・特殊）
秋田	72	（小・中・高・特殊）
福島	73	（小・中・高・特殊）
茨城	73	（小・中・高・特殊）
栃木	61	（小・中・高・特殊）
群馬	73	（小・中・高・特殊）
埼玉	73	（小・中・高・特殊）
千葉	73	（小・中・高・特殊）
東京	73	（小・中・高・特殊）
新潟	58	（小・中・特殊）
富山	73	（小・中・高・特殊）
岐阜	73	（小・中・高・特殊）
静岡	73	（小・中・高・特殊）
滋賀	37	（小・中・高・特殊）
京都	70	（小・中・高・特殊）
大阪	73	（小・中・高・特殊）
兵庫	30	（高）
奈良	30	（高）
鳥取	40	（小）
島根	40	（小・中・高・特殊）
岡山	73	（小・中・高・特殊）
山口	33	（小・中・特殊）
徳島	45	（小・中・高・特殊）
香川	68	（小・中・高・特殊）
愛媛	73	（小・中・高・特殊）
福岡	72	（小・中・高・特殊）
佐賀	70	（小・中・高）
長崎	60	（小・中・高・特殊）
熊本	63	（小・中・高・特殊）
宮崎	40	（小・中・高・特殊）
鹿児島	56	（小・中・高・特殊）
沖縄	76	（小・中・高・特殊）
京都市	22	（小）
大阪市	73	（小・中・高・特殊）
北九州市	35	（小・中・特殊）
福岡市	32	（小・中）

二　一九八七年二月にだされた臨教審審議経過の概要（その四）は、さらに日教組に対する追撃をおこなうため、次のような提言をしている。

「教職員の違法な急議行為や学校運営に対する不当な介入は、学校の適正な運営を阻害するだけでなく、父母や地域社会の学校に対する信頼を失わせるので、これに対しては、関係者の反省と自覚を求めたい。また、各教育委員会は服務規律一層の徹底と関係者に対する厳正、早急な措置を講ずるようさらに努力する。

なお、職員会議を議決機関とするなど、学校の最高責任者である校長の責任と権限に対する侵害や形骸化が行われることのないよう十分留意する必要がある。」（八七頁）

こうした攻撃は、たたかう県に端的にあらわれ、新潟高、千葉高（奇妙なことに県職、教組は除かれている）に「ながら」の全面的見直し、沖縄に「給特法」の「制限条項」の撤廃の攻撃が加えられている。

三　一方、「中曽根ウイング」のなかにとりこまれる労組のなかに日教組も例外なくおかれている。右派のいう「労―労」対決は、決してそうした構図だけではない。

「自民党がそのように中道右派までを自分の支持層に加え、『これをもう放さんぞ』という姿勢でいくとしたら、野党の方々は一体どういう姿勢をとればいいのか。これは中道左派、あるいは中道右派まで支持層を広げてこなければ奪還できません。そうなってくれば非常にいいと思います。

そうすると、中道を真ん中にして、日本の政局というものが与党と野党で、中道右派、中道左派、あるいは中道自身が右派と左派の両方が混淆している。そういう状態で国会の与野党の思想勢力というものが培養され、成長していくと日本は安定します。

私はそれで二大政党になれとか言っているんではありません。少なくともそういう思

想を持った人たちが増えていって、その力が目に見えて出てくるようになれば、日本の政治は非常に安定感を持ってきます。そのために克服しなければならない問題は、社会党の石橋さんが象徴的に示したような、日韓問題、原子力発電問題、日米安保条約と自衛隊の問題なんです。」

（中曽根「新時代を築く自民党の使命」―『自由民主』一九八六年一〇月号）。

四　日教組問題は、「人事」での対立が表面に出たが、その内実は路線上の問題であることが経過のなかであきらかになった。

(1)　党員協内で人事上の調整ができず、（六〇歳問題）でいたが、「運動方針」めぐって、路線上の対立がみえていた。しかし、大会では辛うじて調整してきていた。

(2)　四月三〇日「西岡激励会」に田中氏出席。

(3)　五月一日朝刊以降、各紙に報道。各県より抗議文、質問状殺到。

(4)　五月一五日代表者会議で「参加することは日教組運動の前進」（兵庫）の発言で路線上の問題明確に。

(5)　五月二〇日、日教組中央執行委員会見解をだす。異例なことにそれに田中委員長見解付加、「その意図に反して……」、問題になる。

(6)　七月、臨時中央委員会開催要求（一九県）。

(7)　八月一五日、役員立候補者〆切。

(8)　八月二九、三〇日、臨時中央委員会。ここで田中問題決着せず、九月の暫定予算のみ決める。

(9)　九月一一日、続開中央委員会。委員長以下一六名の右派中央執行委員、欠席。田中問題決着せず（決議とり下げ）、大会へ。

(10)　九月一二日、専門部総会、等終了（右派の一部県＜高＞教組出席せず、（全水道会館で右派決起集会）。一二時四五分、田中委員長の「責任において」大会延期を決定。

(11)　九月一三日、第六三回定期大会延期。

(12)　九月一八日、全国代表者会議、田中批判続出。「すぐに大会期日を確定し、全国代表者会議を開く」との委員長見解（まとめ）で終了。（以後、大会問題の中央執行委員会を委員長は招集せず。）

(13)　一〇月一日～　日教組「無予算」「状況に突入。「書記の賃金」、「事務所維持費のみ」―執行委決定。右派―委員長権限で「予算執行できる」と主張。

(14)　一〇月二二日、八時三〇分～全電通など、右派組合と田中派が会合、全電通が支持のテレファックスを流す。

「現在の日教組の混乱と対立の原因が、単なる人事問題に有るのではなく、路線との対立が本質である。これを協・共系が意図的に人事問題にスリ替えていることが強調された。

そのポイントは、①父母・国民合意の現実的教育改革を進める。②労働組合主義の立場に立つ。③労働戦線統一の実現を目指す。④新宣言にもとづくニュー社会党路線を支持する。⑤国際労働運動は、ＩＣＦＴＵ、ＩＦＦＴＵを中軸として行う。

であり、田中主流派と協会系・共産党系グループとの路線対立が今日の組織混乱の根底にあることが明確にされた。

これに対し、参加した有誼組合から田中主流派の路線を全面的に支持し最大限可能な

協力を行うとの態度表明が行なわれた。

これをうけて田中主流派は、この『私たちの主張』と同じ立場に立つ県教組による『社会党・総評を支持する日教組各県連絡会』を一〇月二九日発足させ、組織正常化への取り組みを強化するとの決意が表明された。

中央執行委員会は、この田中主流派の態度と決意を全面的に支持し、最大限の協力をつる考えである。

したがって、各地本・支部段階においても各県教組の立場を把握するとともに、田中主流派支持の立場で対応を行うよう要請します。」

⒂ 一〇月二九日、兵庫において「現教研」総会。そこで「社会党・総評を支持する日教組各県連絡会議」を発足させる。そこで、「私たちがめざす運動方針」をきめ、以降この名称で分裂行動を展開（神奈川県教組気付）。その内容は次のとおり。

「私たちは、次の運動課題を重視し闘いを強化します。

一、教育荒廃を克服し、『教育臨調』攻撃に対決し、草の根教育改革運動をすすめるため、父母・国民、全労働者との提携を重視し、民主教育の確立をはかります。

二、『教え子を再び戦場に送るな』の決意を新たにして反核・軍縮・平和を求める国民的運動に積極的にとりくみ、憲法改悪阻止、平和と民主主義、人権を守るたたかいを発展させます。

三、『臨調・行革』路線に基づく一方的な「地方行革」の諸政策に反対し、生活と権利を守るたたかいを強化し、諸要求の実現をはかります。

四、『女子差別撤廃条約』の精神に則り、あらゆる場面における男女差別をなくし、女性の労働権の確立をめざしてたたかいを強化し、男女平等の教育を推進します。

五、七〇万日教組の実現をめざし、組織強化拡大対策を行い、連帯と強調、そして統一組織づくりをすすめ、地方共闘を発展させ、産業別統一闘争を前進させます。

六、総評方針「労働戦線の全的統一の実現を目指して」を推進し、官公労の統一にあたっては、総評系官公労全体の参加を前提として、組織内討議を積極的に進めます。

七、日教組の政治闘争強化のため、組織として、新宣言に基づくニュー社会党路線を支持して闘います。

八、国際連帯運動を強化するため、ＷＣＯＴＰ（世界教職員団体連合）、ＩＦＦＴＵ（国際自由教員組合連盟）を中心に、交流をすすめ、ＩＣＦＴＵ（国際自由労連）との連帯を強めます。」

⒃ 一一月一五日、一六県、臨時大会の年内開催を要求（規約一五条）。しかし、田中派は無視。

⒄ 一一月一七日、中央執行委で反主流派が「臨時大会を一二月九日までに開け」と緊急動議。「二〇日をメドに定期大会開催の結論を出す」と田中委員長のまとめ、採択せず。

⒅ 一一月二八日、中央執行委で横山中執が「定期大会の年内開催・動議先議」の緊急動議。しかし、S中執の発言をめぐり中断、休憩―そのまま推移。

⒆ 一二月一一日、中央執行委員会を開かないまま、書記の年末手当がストップ。しかし、右派の「必ず年内開催のメドを近日中につける」という言をうけ、書記賃金のみ決定（動議とり扱わず）。

⒇ 一二月二四日、中央執行委員会で「一月末大会、二月教研」を決定（「人事先送り」条件）。

(21) 一月、田中派「一切不信任となる言動をしない」「役員任期の改正」をもちだし、そのため大会期日の確定できず。

(22) 二月、「臨時大会（人事案件はできない）」「不信任、査問、問責等の決議は出さない、同調しない」で合意。この確認のあと、突如として田中派は路線問題を提案、これで一致できないと、党員協の機能回復はありえない、したがって、大会開催もしないと主張した。

(24) 今大会開催の機会を逃がすことは、日教組の自滅になるという判断から、連絡会則は、ギリギリの妥協を余儀なくされた。そうしてつくられたのが、「労戦統一についての当面の方針」である。

〈経過の項〉

12　労働戦線統一の問題は、全民労協が第五回総会（八六年一一月一四日開催）において、『連合組織移行について』を確認し、来年一一月の連合組織移行が決まったこと、および総評が一一月一九日の単産・県評代表者会議で、「全民労協の連合組織移行を了承し、全民労協加盟単産が引き続き連合組織に加盟すること、及び全民労協未加盟民間単産も連合組織加盟へむけて討議をおこすことを要請する」との態度を提起し、連合組織移行による会費引上げについて、連合組織加盟単産に対して総評として連合組織月額会費（原案では月額二五円）の四〇％を負担する方向を確認（最終的には、八七年四月頃決定する予定）したことにより、重要段階に入っています。

日教組は、三重大会方針の反独占、反自民、選別排除、国際路線の固定化反対の原則を堅持するとともに、官公労委員会の発足にあたっては全民労協全体の参加を前提として全的統一にむけて積極的役割を果たす方針のもとに対応してきました。

こうした私たちの日教組の方針に照らせば、総評が一一月一九日に提起した全民労協の連合体移行了承の態度は、これまでの討議経過で残された五項目補強見解（とくに政党との関係、選別問題、国際自由労連との関係）や中間報告に含まれた三つの問題点（民間部門の全国的中央組織、国際自由労連一括加盟問題、地方組織問題）さらに総評の併存や財政問題などが具体的に解決されないままであるだけに問題だと指摘せざるをえません。

〈方針の項〉

5　労働戦線の統一にあたっては、日教組第六一回定期大会方針の反独占、反自民、選別排除、国際路線の固定化反対の原則を堅持し、すべての労働者、労働組合を結集する全的統一の実現をめざします。

この間、全民労協が、連合体移行を決定した事実をふまえつつも総評に対し「五項目補強見解」の実現と連合体移行にともなう「三つの問題点」の早期解決を強く求め、ひき続きその実現をはかります。

また、労働戦線の全的統一にあたっては、総評が提唱している全的統一の方針を支持し、官民分断を許さず全的統一の実現を追求します。

そのため、公務員共闘、公労協によって設置されている官公労対策委員会での協議を通じて総評の体制確立をはかり、全的統一にむけて積極的役割を果します。

五　こうした経過をみると、日教組問題は単に日教組の問題ではなく、全体の構造の中に組みこまれていることが明らかである。（なお、人事に関しては、マス・コミではさまざまな憶測が流れたが、田中氏自身がいかなる形であれ、辞意を表したことはない）。

資料1

日教組第六三臨時大会の意義、性格と大会運営の基本的考え方について

一、第六三回臨時大会の意義、性格について

(1)　昨年九月一二日に翌日から予定されていた第六三回定期大会を延期したのは、全国代表者会議で説明したとおり、予定どおり大会を決行すれば一〇数県の代議員が欠席し、組織的に重大な問題をひきおこす危険がきわめて大きいと判断したからです。

それ以降今日までの五カ月余の努力にもかかわらず組織内部の矛盾、対立を十分に克服することができず、そのために定期大会を安定して開催する見通しをたてるにいたっていません。

しかし、これ以上決議機関の開催を延期すれば日教組という組織の存立自体があやぶまれます。さらに、初任者研修制度反対などの反臨教審闘争、八七国民春闘、売上税・マル優廃止反対の税制改悪反対闘争、防衛費のGNP比一％枠突破反対、国家秘密法制定反対、統一地方選挙闘争など一日たりとも運動の停滞が許されない課題が山積しています。

したがって、中央執行委員会は、日教組運動の機能回復を最優先して今日の事態収拾をはかるため緊急措置として臨時大会を開催することを決定したのです。

日教組をとりまく情勢がいちだんときびしさを増しているなかで開催される臨時大会のもつ意義はきわめて重要です。

(2)　昨年八月二日に開催を通知し、九月一二日に開会を延期した第六三回定期大会は取り消されてません。二月二〇日付で開催を通知した今回の臨時大会と延期されている定期大会との関係は回数の順序を入れ替え、今回の臨時大会を第六三回臨時大会とすることによって整理します。

中央執行委員会としては、今回の第六三回臨時大会を成功させ、統一と団結を確保しつつ組織内部の矛盾、対立を克服して六月中に第六四回定期大会を開催できるようにと考えています。

(3)　年度内に定期大会が開催できないとすれば日教組規約第一五条「定期大会は毎年原則として五月にひらく。」に違反するのではないかという疑義がだされていますが、そのことについては次のとおり考えています。

労働組合が、存立し機能を発揮し続けていくために定期大会を年一回にすることは、日教組規約第一五条や労働組合法第五条第二項第六号の主旨をひきあいにだすまでもなく当然のことです。

中央執行委員会は、そのためにあらゆる努力を重ねてきました。しかし、(1)項で述べたような組織内部の状況のもとでは緊急措置として定期大会にかえて臨時大会を開催し、この臨時大会を成功させることによって運動機能の回復をはかり、六〇万組合員の統一と団結を確保することがなにによりもまして優先されなければならないと判断しました。したがって、結果として一九八六年度は、年度内に定期大会が開催できなくなりました。

この中央執行委員会の判断の是非については、日教組規約第一七条第一二号「大会は次のことを決める。……一二、その他、この組合の目的達成に必要なこと。」にもとづいて、今回の臨時大会にはかり承認を求めることとします。

二、大会運営の基本的な考え方

運動方針、予算関係議案の取り扱いを中心にして）について

(1) 今回の臨時大会で、審議し、議決する議題については、三月四日付で通知したとおりです。

すでに組合員討議にふされている一九八六年度運動方針案について今回の臨時大会で審議するのかという質問がだされていますが、今回の臨時大会で審議し、議決することにしています。

① 第六三回臨時大会に提案する一九八六年度運動方針案について、すでに職場討議に付している方針案をそのまま提案する。

② しかし、一九八六年七月時点で策定したものであるため、今日時点では、イ　すでに年度末であり、経過済みの部分も多く含まれていること。ロ　情報分析等についても今日的にそぐわない部分も生じていること。ハ　年号もすべて前年のままになっていること。などの問題点を必然的にもっている。

③ 以上のような問題点をもっているが、中央執行委員会としては十分な大会日程を確保できない状況にあることから、臨時大会での修正案審議は基本的、基調的部分にとどめる取り扱いをすることを大会に求めたうえで審議を行い、年度方針として決定したい。

(2) 臨時大会で一九八五年度会計決算の報告、承認に関する件と一九八六年度予算関係案件を審議、決定することについて、会計規定に明白に違反するのではないかという疑義がだされていますが、中央執行委員会としては上記第一項(3)で述べられている日教組規約第一七条第一二号にもとづいて臨時大会で承認をめることを前提に次のような見解にたっています。

会計規定第七条「予算案は毎会計年度中央執行委員会において作成し、その年度内の定期大会に提出し、その議決を経るものとする。」および会計規定第二八条「中央執行委員会は、毎年度末にその年度に属する会計決算を行い、監査委員の監査をを経て次年度定期大会に報告し、その承認を求め、これを組合員に公表しなければならない。」の規定に照らすと、臨時大会で一九八五年の会計および監査報告と一九八六年度予算を審議し、承認、議決することは会計規定違反になるのではないかという疑義については、規約第一七条第五号にあるとおり定期、臨時の別を問わず大会の機能として「予算の議決、決算の承認に関すること」があるため、規約違反となりません。

したがって、今回の臨時大会において一九八五年度会計の決算報告、承認と一九八六年度予算関係議案の審議、決議を行うことにします。

三、役員任期の問題について

(1) 今年度内に定期大会が開催されず役員選挙が行われないとすれば、日教組規約第三三条に違反するのではないかという疑義がだされていますが、この問題についても上記第一項(3)で述べられている日教組規約第一七条一二号にもとづき臨時大会で承認を求めることを前提に次のような見解にたっています。

日教組規約第三三条は「この組合の役員の任期は、三年（監査委員は二年）とし、就任した定期大会から改選される定期大会までとする。」と確かに役員任期は三年と規定して

います。しかし、同時に役員の任期の始期を就任した定期大会とし、終期を改選される定期大会と規定していることは、三年＝三六カ月ではなく大会開催が何月になるかによって三年未満となる場合も三年をこえる場合もあります。

したがって、今回の場合は日教組規約違反とはなりません。

(2)　定期役員選挙を執行するために選挙委員会が、これまですすめてきていた役員選挙に関する諸手続きは有効です。

資料2　国労・日教組問題へのと全電通委員長の見解

国労、日教組の労労対立という事態は、まことに残念致極といわざるをえない。率直にいって、これは、路線上の対立が国労にあっては国鉄再建問題で火を吹いたのではないか、日教組の場合はたまたま人事問題という形で表面化したのではないか、と私は考えている。しかもそのなかで注目すべき点は、同じ社会党員でありながら、組織のなかに歴史的に存在し大きな役割を果たしてきた社会党員協議会という枠組みを逸脱し、共産党と手を組んで多数派工作を行い、数の力で主流派を追い落とそうという野合が行われている。これが世にいわれる「協・共連合」の実態であり、これは非常に問題であると同時に、総評の路線からも逸脱していると私は思う。

要するに、関係者の意見などを非公式に聞いても、国労、日教組の労労対立は、たんに当面の国鉄再建への対応をどうするとか、人事問題をどうするかという次元だけの話ではなく、その根っこには路線上の対立がある。

その路線上の対立を私流におおまかに要約すると、以下の五点になる。

(一)　労働運動の総路線をめぐって――国労の旧主流派、日教組の田中委員長を中心とする主流派は、労働組合主義を重視しようということだろうと私は推察する。それに対して協・共連合（以下、反対派と略す）は階級的労働組合主義の立場に立っている。

(二)　国際労働運動上の路線をめぐって――主流派が国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）加盟ないし志向であるのに対して、反対派は世界労連（ＷＦＴＵ）志向。

(三)　労働戦線統一問題をめぐって――主流派が全民労協を軸とした労働戦線統一促進の立場に立つのに対して、反対派は全民労協路線反対（彼らの言葉を使えば「労働戦線の右翼的再編反対」）。

(四)　政治路線をめぐって――主流派がニュー社会党支持路線もしくは社公民路線に立つとみられるのに対して、反対派は社共中軸路線。

(五)　それぞれの固有の問題をめぐって――すでに世に喧伝されているように、国労の旧主流派が民営・分割反対路線について方針を柔軟路線に転換させることを主張しているのに対して、反対派はあくまで民営・分割反対に立ち玉砕戦法をとる。日教組の場合は、主流派が国民・父母と密着した教育改革を打ち出しているのに対して、反対派は「臨教審路線粉砕」の立場に立つ。

このように路線上の対立は明らかであり、とりわけ日教組の場合、西岡問題に火をつけ田中委員長糾弾のノロシを上げた協・共連合自身が、〝これは日教組の路線にかかわる問題だ〟と明言してアクションを起こしているのであり、単なる人事問題ではないことははっきりしている。

私は、国労、日教組が再び団結を取り戻すことがもっとも望ましいと考えている。そのための話し合いは大いに行われるべきだし、また、総評も話し合い促進のために積極的にリーダーシップを発揮すべきだと思う。しかしながら、その場合、事態がここまできた以上、路線問題を棚上げにして解決をはかろうとすれば必ず将来に禍根を残す。したがって、私は、事態解決の糸口としては、次の二点が必要不可欠であると考える。

第一に、協・共連合を解散してそれぞれの社会党員協議会を再建し、その枠のなかで同志的な話し合いが行いうるような土俵づくりを行うこと。

第二は、そのうえに立って路線問題についてトコトン議論し、意見の一致を見ること。その場合、私の個人的な見解としては、国労の旧主流派、日教組の田中主流派が打ち出している路線は総評の路線でもあると考える。したがって、この線で一致をみることが必要であり、それができないのならば解決のメドはつかないのではないだろうか。

さらにもうひとつ、総評指導部としては両組合の労労対立がわが国の労働戦線統一にとってマイナス影響を与えないよう、最大限の配慮を行うべきである。全電通としては、かりにマイナス影響が出る場合には、重大な決意をもって臨まざるをえないという気持をもっている。

（「日本労働運動の再生」、社会労働評論一月号より）

『資本論』を学ぶ②

人間労働と商品価値の実態

一、冒頭商品の性格について

(一)「冒頭商品」とはなにか

『資本論』がもってもその分析を始める商品は、通例「冒頭商品」とか「へき頭商品」とか呼ばれている。

マルクスは、この商品を初めに「資本主義的生産様式の支配的である社会」の「富の成素形態」をなす商品であると規定している。ゆえに、「冒頭商品」が、資本主義的商品であることは疑いをいれない。ただ、ここではまだ資本主義的生産関係は直接に前提されていないのであって、その限りで、資本主義的商品の「単純な性質」が分析されているのである。この意味で「冒頭商品」は、資本主義的商品から抽象された論理的商品であるといえる。私達がまず課題としている価値法則の純粋な展開のためには、この論理的抽象が必要とされるのである。なぜなら、すでに資本の生産物になっている商品の交換を直接に支配するのは、価値法則そのものではなく、資本主義的生産関係というヨリ複雑な条件の下で一定の偏いを受けたそれ、すなわち生産価値の法則であるからである。資本が成立し、その競争が資本の自由な移動をもたらし、そこに平均利潤率が生れるにいたった条件の下では、「等しい労働には等しい労働」ではなく、「等しい資本には等しい利潤」の法則が交換を支配することになる。

「かくして、価値どおりの、または近似的に価値どおりの、諸商品の交換は、資本主義発展の一定の高さを必要とする生産価格での交換よりも、はるかに低い一段階を必要とする。」

(二)　単純商品と資本主義的商品

すでに述べたように、商品生産が労働力の商品化を通して、一般的かつ全面的となることで「支配的」となったのは、資本主義的生産様式においてのことである。しかし商品そのものは、これより、「はるかに低い一段階」においても、余剰生産物の交換という形で特殊的に、あるいは「商品生産者の社会」の中で部分的に、共同体の谷間に存在し続けたのである。マルクスは、こうした単純商品の交換を支配する価値法則を、論理的にも歴史的にも、「生産価格の先行者」とみなし、エンゲルスもまた、「価値法則は、五千年から七千年の時代を支配した」と述べている。

ところで一般に商品生産を成立せしめる条件は、社会的分業と生産手段の私的所有であるといえる。資本主義的生産とは対照的に、単純商品生産の場合には、生産手段の所有者自らが直接生産者でもあり、したがって生産の個々の領域に生産手段と生産者がある程度固定化することが特徴となる。ここでは、価値法則は、労働の平等として、交換を直接支配したのである。

そしてこの単純商品生産の発展の上に、すなわち「商品生産と、発達した商品流通である商業」を「歴史的前提」として資本が誕生する。ところが、資本は、それまで単純商品生産を特徴づけていた生産手段と直接生産者との結合、したがってまた、自己労働にもとづく取得を破壊することにもって、その「生活史」を開始するのである。資本主義的商品生産は、「商品生産者の社会」が、「自由な個性の発展の基礎」として墨守した生産手段と労働力の分散・固定状態を破壊し、資本の下へそれらを集積することで、社会の生産力を自らの支配化にとりこむことに成功したのである。こうして、生産力は、「資本の生産力」となった。

とともに、無限の価値増殖を生産の唯一の目的として資本の競争戦が開始され、労働にたいする平等は、資本にたいする平等にとって代られることになる。自己労働にもとづく取得は、他人の労働の領有の法則に転化した。この下で、価値法則もまた、生産価格の法則に転化することになる。しかしこの場合でも、全社会に存する総剰余価値量は、価値法則によって規定されるという形で、その社会の深奥を価値法則は支配しているのである。

二、商品価値の実体をなす労働について

(一)　抽象的人間労働が価値の「社会的実体」

マルクスは、クーゲルマンにあてた手紙（一八六八年七月一一日付）のなかで、「価値概念を論証することの必要についての長談議は、ただ、取り扱われている問題についても科学の方法についてもまったく無知だということにもとづいているだけです。どの国民も、もし一年とは言わず数週間でも労働をやめれば、死んでしまうであろう、ということは子供でもわかることです。また、いろいろな欲望量に対応する諸生産物の量が社会的総労働のいろいろな量的に規定された量を必要とするということも、やはり子供でもわかることです。このような、一定の割合での社会的労働の分割の必要は、けっして社会的生産の特定の形態によって廃棄されうるものではなくて、ただその現象様式を変えうるだけだ、ということは自明です。自然法則はけっして廃棄されうるものではありません。歴史的に違ういろいろな状態のもとで変化しうるものは、ただ、かの諸法則が貫かれる形態だけです。そして社会的労働の関連が個人的生産物の私的交換として実現される社会状態のもとでこ

のような一定の割合での労働の分割が実現される形態、これがまさにこれらの生産物の交換価値なのです」。

商品生産の一般的条件、すなわち社会的分業と生産手段の私的所有の下では、労働は、私的生産者の私的労働として行われる他ない。ところが、他面、この私的生産者は、おのおの社会的分業の一環を担っているのであって、他の生産者のための使用価値すなわち社会的使用価値を生産しているのである。しかし、ここでは、労働そのものの社会的連関が、私的所有によって断ち切られている以上、個人的生産物の私的交換によってこの連関が実現されなければならない。

この交換の過程において、労働は、具体的有用的側面から抽象されて相互に等しいとおかれる。すなわち、社会的分業の一翼を担っている具体的形態からいったん抽象されたうえで、社会的総労働の一分子として確認されなければならない。このようにして、私的労働は、社会的労働に実際に転化するのである。この労働の統一性の側面、したがって、抽象的人間労働こそが、商品価値の「社会的実体」をなすのである。このことを、価値形態論のなかで、「(商品は、)自身で、申し述べる」のである。

すなわち、一商品の価値表現の内部において、等価の役割を果たす商品に現わされる具体的労働は、そのままの姿で抽象的に人間的な労働の現象形態となり、そしてまさにこのことによって、この私的労働は、直接的に社会的な形態における労働になるのである。

(二)　抽象的人間労働と単純労働(社会的平均労働)

マルクスは、労働の具体的有用的側面と区別される抽象的人間労働の発見をもって「(経済学の)跳躍点」であるとした。マルクスが「はじめて批判的に証明した」労働の二重性は、先に述べた「『資本論』は、なぜ、商品の分析をもって始まるのか」との関連では、「商品を二重の形態の労働に分析すること」は、「古典派経済学の一世紀半以上にわたる諸研究の批判的最終成果」という意味をもつ。

ところで、抽象的人間労働が、ただ交換の場面で抽象されるにとどまらず、生産のうちで考察されるためには、人間労働力は、「多少とも発達していなければならぬ」。マルクスにして初めて、この二重性が発見されたことは、むろんマルクスその人の天才におうところ大であるが、それだけでなく、「われわれの資本主義社会」の下で初めて実現した「労働需要の方向の変化によって、一定分の人間労働が交互に裁縫の形態で供給されたり、機織の形態で供給されたりする」という人間労働力の発展段階に依拠することが大きい。

ここで初めてわれわれは、抽象的人間労働を交換の結果として抽象されたものというだけでなく、労働過程において掴み得るようになる。いまや人間労働力は、「同一人間労働力」として、すなわち、実際上労働者個人の個体差から抽象された「社会的平均労働力」の発現こそが、価値の実体をなす「等一の人間労働」であり、「社会的平均労働」に他ならない。

ところで、こうした「社会的平均労働力」は、資本主義的協業の発達の結果として形成され、機械制大工業の下で大量にうみ出される単純な労働力として真に現実のものとなる。なぜなら、資本主義的生産様式のみが、労働過程をそれ自体として社会的過程に転化し得るからである。

(つづく・O)

※この報告は本誌第三一九、三二一号につづくものです。

「ヤルしかない！」⑦

「君は国労だったのか…」？

ファッショ的差別

「…君は〝国労〟だったのか？」。このセリフは、助役が採用通知をわたすときに陰湿にぶつけたものだった。このセリフの狙いはもっと深い所にあった。これを言われた鹿児島電気通信区のK君は（国労所属七八人中、一人だけ採用された）、実は、「鉄産労」から復帰してきたばかりであった。当局は新会社に配置するに当って再脱退の恫喝と懐柔をやめない。そして大体は２クミ幹部がらみである。鹿児島では、鉄労が八五七人中八五七人が、動労は一〇二二人中一〇二二人が、車輌労が八八人中八八人と一〇〇％採用であるが、国労は四一五人中一一七人とたったの二八％、しかもその中には、五人中一人だけ採用し、列車で八時間かかる直方駅（北九州）まで飛ばしたりしている。なお、職場における差別を「旭川」に事例をとってみると、留萌機関区で、九州と同様に、動労が一九人中一九人と一〇〇％採用だが、国労は六人中ゼロ、網走運転派出所では動労が九人中九人で国労が六人中一人だが、その一人も「東日本」へ、さらに浜頓別保線区では、２クミ全施労が二人中二人採用で、国労は二三人中たった一人というすごさである。さらに、資材横流しで処分をうけた鉄産労組合員を採用（美瑛管理室外）。なお採用通知を渡すとき２クミ員にわたすときはいちいち読み上げたが、国労員に対しては一括掲示か黙って手渡したり（釧路保線区）、はるか東京機動要員センター（第二の人殺センター）へ配属されてきた人たちは、宿舎の便所やフロの故障などで「人の住む所でない」と訴えている。横浜貨車区人殺センターで奴隷労働を強いられてきた佐久間忠夫さんは、五人が逮捕され、さらに「弁明弁護」なしで処分発令をした事例を報告した（三・一九再決起集会）。新会社へ採用させないために……。

以上は、差別・選別、まさにファッショ的抑圧・弾圧の氷山の一角にすぎないが、前述の釧路からの配転者は「どんなに踏まれても蹴られても闘い抜いてきた誇りと決意を持とう」と在京者を逆に激励していた。長崎保線区では二月一九・二三日に四人が不当逮捕されたが、抗議集会・家族報告会・県民集会で訴えたりして、叩かれるほど鍛えられ強くなりつつある。このような諸状況を受けて六本木委員長は、三月四日、要旨つぎのような〝指令〟を発した（一四八回中央委）。

☆　権力を持った無法者が「付帯決議」を蹂りんし、とくに北海道・九州の労働者を弾圧していることに満身の怒りをもって闘おう！　本州が結束し闘いの拠点を拡げよう！

☆　道・九州の「残って頑張る仲間」と「出て来て頑張る仲間」をしっかり支え、一体となって闘おう！（三月一七日、関東は交流団を派遣）。

☆　採用者とされた仲間の「雇用存続確認の訴え」を起す。これら闘争資金は皆で出そう。脱退者にもカンパを呼びかけよう！

☆　縮小した清算事業団は、剰余金一億円を、本州三社は欠員九千人分の資金を、道・九州へ回せ！　道・九州の採用枠を拡大せよ！　鉄・炭・船問題と共闘の発展を！

☆　戦後四〇年築いてきた労働条件・諸権利を断固守り抜こう！　賃上げ二万九千円要求！　四月三日以降スト権批准投票！

☆　四月一日以降は、「国民の足・国鉄を取り戻す闘い」への新たな出発点、「三・三一全国統一行動日」を成功させよう！

☆　団結の先頭に立つべき現職幹部の分裂行動は断じて許せない。止むなく抜けて行った組合員よ、早急に復帰し共に暮しと平和を守る闘いを推し進めよう！（佐々木守雄）